

平成 29 年 2 月 23 日

貸借取引参加者
代表者 殿

中部証券金融株式会社
取締役社長 湯本 崇雄

貸借取引貸付の終了に伴う貸借取引の取扱い等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、平成 29 年 2 月 8 日付「貸借取引業務の移管に関するお知らせについて」により、貸借取引業務につきましては、(株)名古屋証券取引所および業務移管先（日本証券金融(株)の予定）の承認を条件として、平成 29 年 4 月下旬を目途に、業務移管する予定である旨をご通知しておりますが、今般、(株)名古屋証券取引所は、平成 29 年 4 月 24 日付で、指定証券金融会社を日本証券金融(株)に変更することを決定いたしましたので、当社の貸借取引貸付は、平成 29 年 4 月 24 日をもって終了することとなります。

つきましては、これに伴う貸借取引残高等の取扱い並びに貸借取引貸付にかかる諸契約の失効手続き等を下記のとおり取り扱うことといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

1. 貸借取引の取扱い

(1) 貸借取引残高の取扱い

当社の貸借取引貸付につきましては、指定証券金融会社に変更となる平成 29 年 4 月 24 日の前営業日の 4 月 21 日（金）（約定日）まで引き続きご利用いただいた後、同日現在における当該貸借取引残高について、4 月 24 日（月）（約定日）に全て返済申込を行っていただくこととなります。

(2) 更新差金等の受払い

4 月 24 日以降に受払いする貸借取引により生じた更新差金等（4 月 19 日から 4 月 24 日貸借取引申込分）につきましては、従前の取扱いどおり、当社が貸借取引参加者と受払いいたします。なお、当該受払金額は電子帳票システムでご確認いただけます。

(3) 貸借取引貸付に付随する権利・配当金等の受払い

貸借取引貸付に付随する権利・配当金等につきましては、当該権利・配当金等にかかる基準日が 4 月 26 日（水）以前に定められるものについては当社との間で受払いを行います。

(4) 貸借取引担保金および貸借担保金代用有価証券の取扱い

貸借取引担保金および貸借担保金代用有価証券につきましては、平成 29 年 4 月 27 日に全てお引出しいただきます。

(5) 貸株等超過銘柄の取扱い

4 月 24 日（約定日）以降に、貸株超過となった銘柄につきましては、日本証券金融㈱が定める「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」に基づき取扱うこととなります。（当社の規程に基づく品貸料率等は引き継がれませんのでご注意ください）。

2. 貸借取引貸付にかかる諸契約の失効

(1) 契約の失効

貴社と締結している貸借取引貸付にかかる契約（約諾書・特定代用有価証券担保の取扱いに関する特約書）については平成 29 年 4 月 28 日（金）付で、また電子帳票システムの利用に関する契約は、平成 29 年 7 月 31 日（月）付で失効させていただきます。なお、当該契約は貸借取引貸付の終了に伴い当然にその存在意義を失うものでありますので、当該契約の失効を証する書面の取り交わしについては省略させていただきたく存じます。

つきましては、今回の諸契約の失効について異議がございましたら、平成 29 年 4 月 19 日（水）までに「本件に関するお問合せ先」までその旨をお申し出いただきますようお願い申し上げます。同日までに異議のお申し出がない場合は、今回の諸契約の失効についてご承認いただけたものとさせていただきます。

(2) 未決済債権債務の取扱い

上記（1）の契約失効時における貸借取引貸付に付随する権利・配当金等の未決済分にかかる債権債務（以下「未決済債権債務」という。）の取扱いにつきましては、当該契約の失効にかかわらず、なお従前の例によるものとし、後日当社との間で決済させていただくものとしたします。

(3) 貸借取引貸付にかかる融資限度額の取扱い

上記（1）の契約失効に伴い、貴社の貸借取引貸付にかかる融資限度額を平成 29 年 4 月 28 日（金）付で回収させていただきます。

以上

<本件に関するお問合せ先>

営業部 小林・北川・中本

TEL 052-251-1304